

野外焼却(野焼き)は禁止されています。

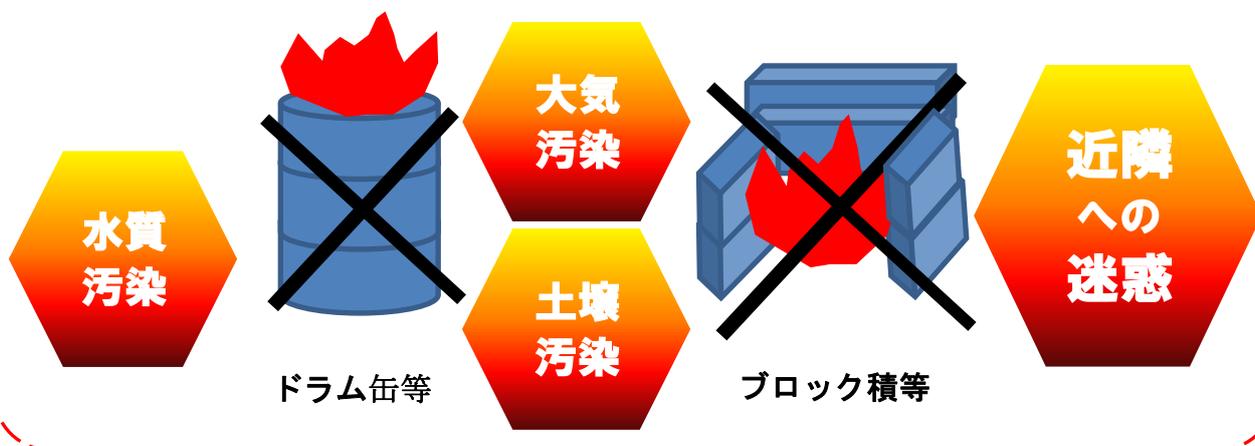
○野外焼却(野焼き)の禁止について(廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条の2)

廃棄物の野外焼却は、裏面の例外および構造基準を満たした焼却炉での焼却を除き原則、法律で禁止されています。違反者は直接罰の対象で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科となります。

野外焼却はなぜダメなのか！

野外焼却は廃棄物の不適正処理であり、焼却温度が200℃～300℃と低いため燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質が発生し、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

また、火災を引き起こす危険性も考えられます。



○野外焼却(野焼き)の「許可」はできません。

市役所や消防署に「野焼きをしたい」との申請がありますが、法律で禁止されているため、許可はできません。

《参考》

○構造基準を満たした焼却炉とは・・・

廃棄物の処理および清掃に関する法律で使用が認められている「ごみ焼却炉」は、以下の基準を満たすものです。家庭用の焼却炉のほとんどはこの基準を満たしていませんので、使用できません。

- ・ごみを燃焼室で800℃以上の状態で燃やすことのできるもの
- ・外気と遮断された状態で燃焼室に投入できるもの
- ・燃焼室の温度を測定できる温度計があること
- ・高温で焼却できるようにバーナー等があること
- ・焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

お問い合わせは：長門市生活環境課 TEL：23-1134
FAX：23-1135

○野外焼却（野焼き）禁止の例外規定について（廃棄物処理法施行令第14条）

以下のような場合は、例外として野外焼却（野焼き）が法律で認められています。

ただし、たとえ例外であっても、煙や臭いが発生すると、近隣の生活環境に支障をきたし「洗濯物に臭いや汚れがついて困る」「ぜんそく等の疾病の人がいるので困る」など、いろいろな状況が想定されますので、野外焼却（野焼き）はできるだけ控えてください。
通報や苦情があった場合は行政指導等の対象となり、焼却を中止していただくこともあります。

- ・ **国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却**
例）河川管理者が、河川管理のために行う伐採した草木などの焼却
例）海岸管理者が、海岸管理のために行う漂着物などの焼却
- ・ **震災、風水害、火災、凍結害その他の災害の予防、応急対策または復旧のための必要な廃棄物の焼却**
例）災害復旧時の木くずなどの焼却
- ・ **風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却**
例）どんど焼き、地域の行事における不要となった門松、しめ縄などの焼却
- ・ **農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却**
例）農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝の焼却、漁業者が漁網に付着した海産物、流木などの焼却
※ 廃プラスチック（肥料袋など）の焼却は含まれません。
- ・ **たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって**
（※）軽微なもの
例）落ち葉焚き、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くずなどの焼却
※ 「軽微なもの」のとらえ方は人によって違います。特に住宅密集地などでは野外焼却（野焼き）はできるだけ控えてください。

やむを得ず軽微な焼却をするときは・・・

- ・ 煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる。
- ・ 風向き、強さ、時間帯を考慮する。
- ・ 草などはよく乾かし、煙の発生量を抑える。
- ・ ご近所の理解を得て、迷惑にならないようにする。
- ・ 火の後始末は確実に行う。
・・・などの配慮が必要です。

※ビニールやゴム等（タイヤなど）の焼却は、量の多少に関わらず禁止されています。